

石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について (案)

1. 救済給付の対象となる指定疾病の追加について

(1) 石綿肺について

環境省においてはこれまで、石綿肺等に係る医学的知見の収集を行うとともに、専門家による検討を行ってきた。

これらの結果、石綿肺については必要な知見が集まったことから、これらを基礎として制度上の取扱いについて検討を行った。

1) 救済給付の対象となる病態について

現行制度においては、重篤な被害を救済することを念頭に、被認定者への給付は、「医療費（自己負担分）及び療養手当（103,870円/月）」のみとなっており、疾病の重症度に応じた給付体系とはなっていない。

これを踏まえると、石綿肺には無症候のものから著しい呼吸機能障害をきたすものまで様々な病態が存在するが、このうち著しい呼吸機能障害をきたしている場合は、現在の指定疾病（中皮腫及び肺がん）と同様に重篤な病態であり、現行法の趣旨に鑑み、救済の対象とすることが適当であると考えます。

なお、救済給付の対象となる指定疾病の範囲に関しては、「重篤な病態」にとらわれるべきではないのではないか、労災制度では、石綿肺を含むじん肺について、一定の合併症が認められれば（著しい呼吸機能障害がなくとも）業務上の疾病として取り扱っているため、これと同様の取扱いをすべきといった意見があった。

これらの意見は、法制度の枠組みの見直しに関わるものであることから、「今後の石綿健康被害救済制度の在り方」を議論する中で引き続き検討を行い、追って答申することとする。

2) 医療費支給の範囲に関する考え方について

著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺に付随する疾病（いわゆる続発症）であって、日常生活に相当の制限が加わり、常に医師の管理による治療が必要であるような疾病については、当該指定疾病と一体のものとして取扱われるべきである。なお、付随する疾病の例としては、石綿肺を母地として発生したがんや細菌感染症等が想定される。

2. 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺にかかったことを判定するための考え方について

(1) 総論（判定に必要な情報について）

石綿肺であるか否かとその重症度の評価は、大量の石綿へのばく露、適切な条件の下で撮影された胸部 CT を含む画像所見、呼吸機能検査所見といった情報をもとに総合的に行うことが必要である。さらに、他の原因による肺の線維化との鑑別を適切に行うためには、病状の経過、喫煙歴といった情報も必要となる。

(2) 石綿肺にかかったことを判定するための考え方について

1) 大量の石綿へのばく露の確認

2) 画像所見の確認

胸部エックス線検査又は胸部 CT 検査（HRCT（High Resolution Computed Tomography:高分解能 CT）が望ましい。）により、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見が認められること。（ただし、大陰影のみが認められる場合を除く。）

（注意事項等）

- ・重喫煙者や吸気不良の胸部単純エックス線写真では、石綿肺と類似の軽い不整形陰影像を呈することがあり、注意が必要である。早期の石綿肺については、重力効果による線維化類似所見を回避するため、腹臥位による撮影が推奨される。
- ・一時点のみの画像所見で所見の確認を判断することができない場合は、病状を見極めつつ、半年又は一年など一定の期間を置いて再度撮影し、所見の変化を確認することが望ましい。また、過去に撮影した写真により、遡って所見の変化を確認できるのであればこれを活用してもよい。

(3) 著しい呼吸機能障害の有無を判定するための考え方について

3. 施行前死亡者及び未申請死亡者について、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺にかかったことを判定するための考え方について

施行前死亡者及び未申請死亡者については、石綿肺であったことが記載された死亡届記載事項証明書、医療機関に残存している資料や診療録の記載等により確認することをもって判定することが適当であると考えられる。